

越監告示第 26 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和4年12月20日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 三田村輝士

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

水道課	令和4年10月12日～10月14日
下水道課（浄化センター）	10月17日～10月19日
都市計画課	10月24日～10月26日
建築住宅課	11月 1日～11月 4日
都市整備課（ダム・河川対策室）	11月 7日～11月 9日

4 監査の対象

① 水道課、下水道課、都市計画課

令和3年4月から令和4年8月末日までの所管業務全般

② 建築住宅課、都市整備課

令和3年4月から令和4年9月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

区 分	指摘事項
所管課	下水道課
表 題	地域ぐるみ接続交付金の事務処理について
地域ぐるみ接続交付金の事務において、令和2年度分の交付金決定及び支払いが翌年度末となっている案件が見受けられた。さらに、接続実績を確認する資料を添付しておらず、起案に添付した申請書が写しであった。業務手順書を見直しのうえ、適切な事務処理に改められたい。	